

令和9年度 伊豆の国市放課後児童クラブ 入所案内

《放課後児童クラブとは》

平日の放課後や土曜日・夏休み等の日中の時間、保護者が労働等で保育できる人がいない小学生を預かり、安心・安全な「遊び」と「生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図る施設です。



入所申請スケジュール

入所月	申請受付期間	審査結果発送日(予定)
令和9年4月	【集中受付期間】 令和8年11月2日(月) ~ 令和8年11月30日(月)	令和9年1月中旬
	【随時受付期間①】 令和8年12月1日(火) ~ 令和9年2月15日(月)	令和9年2月下旬
	【随時受付期間②】 令和9年2月16日(火) ~ 令和9年3月15日(月)	令和9年3月下旬
令和9年5月	入所月の前月15日まで ※15日が日曜・祝日の場合、クラブの翌開所日が期限	入所月の前月下旬
令和9年6月		
令和9年7月		
令和9年8月		
令和9年9月		
令和9年10月		
令和9年11月		
令和9年12月		
令和10年1月		
令和10年2月		
令和10年3月		

- 申請受付時間 平日（祝日を除く）：12時30分～18時30分
 土曜日 ： 7時30分～18時30分

《申請にあたって》

- 必ず、本紙『令和9年度伊豆の国市放課後児童クラブ 入所案内』をご一読の上、ご申請ください。
- 必要書類を揃えてご申請ください。書類の入手に時間を要する場合がありますので、早めのご申請にご協力ください。



1 要件と利用可能期間を確認

- 保護者及び65歳未満（入所希望月の初日現在）の同居の祖父母（二世帯住宅や同一敷地内含む）が、下表の要件のいずれかに該当している必要があります。

要件	要件の詳細	利用可能期間
就労 (常勤・パート等)	以下の(1)(2)の両方を満たすこと (1)放課後の時間帯* を含む 1日4時間以上就労 (2)月15日以上就労 ※育休中でも申請可	就労している期間
就労 (自営業)	昼間、自宅等で常に児童と離れて日常の家事以外の仕事をしており、以下の(1)(2)の両方を満たすこと (1)放課後の時間帯* を含む 1日4時間以上就労 (2)月15日以上就労	就労している期間
就労 (内職・在宅勤務等)		就労している期間
出産	出産前後である	出産予定月とその前後2か月（計5か月間）
病気療養・障がい	保護者が病気や負傷または心身の障がいにより、保育できない	病気療養：療養期間 障がい：手帳の次回更新月まで
介護・看護	家庭内で、長期にわたり病気や心身に障がいのある人の介護や看護をしている	介護・看護の期間
求職中 (失業等)	失業等により求職活動をしている ※すでに入所している場合のみ	失業した月の翌月から1か月間
求職中 (出産後)	出産月の翌月から2か月を経過し、求職活動をしている	出産月の翌月から5か月間
災害	地震、風水害、火災等の被害を受け、復旧に当たっている	利用を必要とする期間
学生等	就学中や講習・研修を受けている	利用を必要とする期間
その他	放課後、家庭において健全な保育ができないと認めた場合	利用を必要とする期間

*「放課後の時間帯」の考え方

- 1年生：13時30分以降
- 2年生：14時00分以降
- 3年生：14時30分以降
- 4年生以上：15時00分以降

2 必要書類を用意

- ・ 保護者及び65歳未満の同居の祖父母、全員分の必要書類をご用意ください。
- ・ 必要書類は申請日から3か月以内に発行したものをご用意ください。
- ・ 書類が不足している場合や記入漏れがある場合、受付できませんのでご注意ください。

要件	必要書類
就労 (常勤・パート等)	【就労証明書 ☆様式は市HP】 ✓ 勤務先が記入 ✓ 保護者1人につき1枚必要 《就労前の場合》 【内定を証明する書類】 + 【勤務条件(時間・日数)がわかる書類】
就労 (自営業)	【就労証明書 ☆様式は市HP】 + 【①～③のいずれか】 ✓ 事業の代表者が記入 ①確定申告書の写し(最新版) ②法人登記簿の写し ③収支報告書、営業許可証等
就労 (内職・在宅勤務等)	【就労証明書 ☆様式は市HP】 + 【出来高証明書】 ✓ 内職の場合、本人が記入 ✓ 納品書や明細書など ✓ 在宅勤務の場合、備考欄にその旨記載
出産	【母子手帳の写し】 ✓ 保護者氏名・出産予定日がわかるページ
病気療養・障がい	【申立書 ☆様式は市HP】 + 【①～④のいずれか】 ①診断書の写し ※1 ②医療機関が発行した証明書 ③医療情報提供書 ④手帳の写し
介護・看護	【介護・看護に関する申立書 ☆様式は市HP】 + 【①～③のいずれか】 ①介護保険証の写し ②手帳の写し ③診断書の写し ※1
求職中 (失業等)	なし
求職中 (出産後)	【母子手帳の写し】 ✓ 保護者氏名・出産(予定)日がわかるページ
災害	【申立書 ☆様式は市HP】 + 【罹災証明書】 ✓ 災害等により、保育できない状況の記載が必要
学生等	【学生証の写し or 在学証明書】 + 【①・②のいずれか】 ①講義・研修等の予定表の写し ②カリキュラムなど
その他	—

※1：診断書には、「病状」、「療養が必要な期間」、「児童の保育ができない理由」の記載が必要です。

☆のついた各様式は市HPからダウンロードできます。
(各クラブ窓口や学校教育課でも配布します)



▲様式集(市HP)

3 書類を揃える

①入所承認申請書 兼 児童台帳
※児童 1 人につき 1 枚



②調査等承諾書
※ 1 世帯につき 1 枚



③必要書類
(就労証明書等)

- ・ 児童が集団生活をする上で、配慮してほしい事項や健康面(アレルギーや輸血等)で注意が必要な場合は、申請書(①)の裏面の欄に記入してください。
- ・ ①、②の様式は市HP、または各クラブの窓口で入手できます。

4 クラブへ書類を提出

- ・ ご利用予定の**放課後児童クラブの窓口**へ書類を提出してください。
- ・ クラブ閉所日は受付できませんのでご注意ください。
※一部クラブにおいて、土曜日に利用児童がいない場合、閉所している日があります。利用状況に応じて変わるため、**土曜日に申請**する際は事前にクラブに電話でご確認ください。
- ・ 書類に不備がある場合、放課後児童クラブあるいは株式会社明日葉から**電話連絡**いたします。書類の不備や電話連絡がつかない場合、審査が遅れる可能性もありますので、ご注意ください。

入所の審査・承認

1 入所審査

- ・ 保護者の就労状況、学年、家庭状況、利用料の納付状況について審査を行った上で入所の可否を決定します。先着順ではありません。

2 入所審査結果の通知

■入所決定の場合

「放課後児童クラブ入所承認決定通知」を郵送します。
あわせて、必要な手続きについてのご案内も同封しますので、ご確認ください。

■入所保留の場合

「放課後児童クラブ入所保留通知」を郵送します。

- ・ 定員を超える申請があった場合は、入所保留(待機)となる場合があります。
- ・ 低学年から優先とし、学年が同じ場合は就労状況、家庭状況をもとに優先度を判断します。定員が空き次第、優先順位の上位者から電話にて入所をご案内します。
- ・ 前年度の利用料の納付状況によっても入所保留となる場合があります。

■入所要件に満たない場合

「放課後児童クラブ入所不承認通知書」を郵送します。

《注意事項》

次の場合は入所承認が**取り消し**となり、利用者は退所となります。

- 入所要件を満たさなくなった場合
- 申請書類の記載内容・添付書類が事実と相違する場合
- 利用児童が、職員や他の児童に日常的に暴言・暴力を振るうなど、クラブの運営に支障が出るような場合
- 3か月間負担金を滞納した場合

放課後児童クラブの概要

対象児童

- ・伊豆の国市内の小学校に就学している児童

開所日時と閉所日

■開所日時

平日 授業終了後～18時30分
土曜 7時30分 ～18時30分
長期休業日 7時30分 ～18時30分

■閉所日

- ・日曜日、祝日
- ・4月1日（新年度準備のため）
- ・夏季休業中の学校閉庁期間
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

※利用児童が不在の場合や、小学校の工事や設備点検で安全にお預かりができないと判断される場合、災害等で開所が困難な場合には臨時休所することがあります。

負担金

■保育料

月額5,000円（8月のみ月額8,000円）
※兄弟姉妹で同時に2人以上利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料

■おやつ代

月額2,000円

■傷害保険料

年額800円

支払い方法

支払い方法は、口座振替を原則としています。

※振替日は、利用月の翌月末日（金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）を予定しています。

※口座登録の方法等については入所決定後、ご案内します。

減免制度

- ・減免制度は毎年度申請が必要です。前年度適用されていた人も、申請がない場合は適用されませんのでご注意ください。
- ・減免対象は**保育料のみ**です。おやつ代・傷害保険料は減免となりません。
- ・申請方法や詳しい内容は入所決定後、ご案内します。

減免要件	免除額
生活保護受給世帯	全額
前年度の市町村民税が非課税のひとり親世帯	全額
児童が疾病等やむを得ない理由によりその月の全日欠席※	全額
失業や休業、倒産、傷病、災害等により納付が困難となった※	全額

※要件の詳細については問い合わせください。

伊豆の国市放課後児童クラブ一覧

クラブ名	所在地	電話番号
長岡南小学校放課後児童教室	長岡1294-1 長岡南小学校内	055-948-4731
〃 第二放課後児童教室		
〃 第三放課後児童教室		
長岡北小学校放課後児童教室	南江間1200 長岡北小学校内	055-947-0640
韮山小学校放課後児童教室	四日町350 韮山小学校内	055-949-5060
〃 第二放課後児童教室		
〃 第三放課後児童教室		
韮山南小学校放課後児童教室	中817-1 韮山南小学校内	055-949-2555
放課後児童クラブすずかけ館	三福325 大仁小学校内	0558-76-7880
放課後児童クラブ第二すずかけ館		
放課後児童クラブあすなろ館	守木312 大仁北小学校内	0558-76-0520
放課後児童クラブ第二あすなろ館		

- ・ 通学している小学校のクラブに入所できます。通学している小学校以外のクラブへの入所はできません。
- ・ 第一、第二、第三教室(館)の選択はできません。

問い合わせ先

■ 株式会社明日葉 静岡東部事務所（指定管理者）

☎ 055-972-7870

■ 各放課後児童クラブ

電話番号は上表参照

■ 伊豆の国市教育委員会 学校教育課 <あやめ会館2階>

☎ 055-948-1444